

延岡市移住子育て家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、延岡市移住子育て家賃補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、移住を目的として転入する子育て世帯の負担軽減を図り、もって市外からの転入人口の更なる増加を図るとともに、本市の少子化を抑制することを目的とし、その交付について延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 本市以外の市区町村に居住していた者が、継続的に暮らす意思を持って本市に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本市に置くことをいう。
- (2) 子育て世帯 18歳に到達した日以後の最初の3月31日までの子供（胎児を含む。以下同じ。）を扶養するとともに同居する世帯をいう。
- (3) 民間賃貸住宅 市営住宅等の公的賃貸住宅又は社宅、官舎、寮等の給与住宅以外の一戸建て住宅又は共同住宅で、所有者との賃貸借契約により子育て世帯が自己の居住の用に供する住宅をいう。
- (4) 入居 市内の民間賃貸住宅に新たに居住することをいう。
- (5) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額（敷金、礼金、共益費、駐車場料金等を除く。）をいう。
- (6) 看護師等 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する看護師若しくは第6条に規定する准看護師、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士又は教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状若しくは同条第4項に規定する臨時免許状のいずれかを有する幼稚園教諭をいう。

(補助対象世帯)

第3条 この要綱に基づく補助の対象となる世帯は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 移住後90日以内に入居した子育て世帯であること。
- (2) 世帯員全員が本市に住所を有すること。
- (3) 子育て世帯の代表者（子供の親権者に限る。以下同じ。）及び代表者に配偶者がいる場合はその配偶者の前年の所得（1月から6月の間に申請を行う者にあつては前々年の所得）の合計が500万円未満であること。
- (4) 民間賃貸住宅を自己及び家族による居住用以外の目的に使用し、若しくは転貸し、又は使用権を譲渡していない世帯であること。
- (5) 世帯員全員が市税等（国民健康保険税を含む。以下同じ。）を滞納していないこと。
- (6) 世帯員全員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。
- (7) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員（同条第3項第2号及び同項第5

号を除く。)でない者

(8) 世帯員全員が延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。

(9) 世帯員全員が過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、第6条第1項の規定による申請を行った日の属する月の翌月から1年間とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、家賃から給与等の支払者が支給する住居手当の額を減じて得た額の2分の1以内(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1世帯当たり月額1万円を限度額とする。ただし、子育て世帯の代表者又はその配偶者のうちいずれかが看護師等として市内で就業する世帯については、就業日が属する月から退職日が属する月まで(就業期間が1ヶ月に満たない場合を除く。)、限度額に月額5千円を加算することができる。

2 補助金の交付は、入居の回数に関わらず1世帯1回限りとする。ただし、交付対象期間が翌年度にわたる場合は、2回に分けて交付するものとする。

(交付申請期間)

第6条 補助金の交付申請をしようとする子育て世帯の代表者(以下「申請者」という。)は、第3条に規定する要件を全て具備した日(以下「要件を具備した日」という。)から90日以内に市長に申請しなければならない。この場合において、補助対象期間が翌年度にわたるときは、補助対象期間の最初の月が属する年度の分について申請するものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、補助対象期間が翌年度にわたるときの補助対象期間の最後の月が属する年度の分の申請については、当該年度の4月20日まで(4月20日が要件を具備した日から90日を経過していない場合は、要件を具備した日から90日以内)にしなければならない。

(交付の申請)

第7条 申請者は、延岡市移住子育て家賃補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、前条第2項の規定による申請を行う場合においては、第1号から第5号までの書類の添付を省略することができる。

(1) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

(2) 世帯員全員の住民票の写し又はこれに代わる書類(胎児分については、出産予定日証明等の医師による証明の写し)

(3) 市税等完納確認同意書(様式第2号)

(4) 誓約書(様式第3号)

(5) 申請者及び申請者に配偶者がいる場合はその配偶者の前年の所得(1月から6月の間に申請を行う者にあっては前々年の所得)が分かる書類の写し

(6) 申請者及び申請者に配偶者がいる場合であって、その配偶者に所得があるときは、住居手当支給証明書(様式第4号)

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査した結果、補助

金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定するとき、申請者の居住の実態等について必要な調査をすることができる。

（申請の取下げ期限）

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、前条第1項の規定による通知を受領した日から起算して10日を経過する日までとする。

（実績報告等）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める日までに、補助事業実績報告書（様式第5号）に家賃を支払ったことを証明できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第6条第1項の申請した年度の3月20日まで

(2) 第6条第2項の申請交付対象期間の満了後20日以内

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受け、その内容を審査した結果、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等額確定通知書（規則様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付対象者」という。）は、延岡市移住子育て家賃補助金請求書（様式第6号）により補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付対象者に交付するものとする。

（届出の義務）

第14条 申請者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（決定の取消し）

第15条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第3条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

(3) 賃貸借契約を解除したとき。

(4) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その旨を交付対象者に補助金等不交付決定通知書（規則様式第3号）によって通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 前条の規定により補助金の返還の請求を受けた交付対象者は、市長が定める期限までに返還しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行し、改正後の第2条第6号及び第3条第3号の規定は、平成30年3月1日以降に移住し、かつ、移住後90日以内に入居した子育て世帯に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに転入した者の世帯所得については、以下のとおりとする。

子育て世帯の代表者及び代表者に配偶者がいる場合はその配偶者の前年の所得（1月から6月の間に申請を行う者にあつては前々年の所得）の合計が266万円未満であることとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の延岡市移住子育て家賃補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定にかかわらず、令和7年度に申請した者については、次に掲げる改正後の要綱の規定は、これを適用しない。
 - (1) 第6条第2項の規定
 - (2) 第10条第2号の規定